

下記の業務について、企画提案に係る手続開始にあたり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和5年4月21日

静岡県知事 川勝平太

## 1 業務概要

### (1) 業務名

エシカル消費推進業務

### (2) 業務内容

持続可能な社会の実現に向け、SDGsの12番目の目標「つくる責任、つかう責任」の達成のための手段である「エシカル消費」を推進する気運を醸成し、「つくる」立場の事業者と、「つかう」立場の消費者の双方に向けた普及啓発を促進する広報業務。

また、「東アジア文化都市」事業の関連プログラムとして、日本に根付いた「三方よし」や「報徳思想」等の延長線上にある消費文化として「エシカル消費」を発信する広報業務。

## 2 履行期限

令和6年3月15日

## 3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格者名簿において、「広告代理」の営業種目の入札参加資格を有する者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 静岡県内に本社あるいは営業所等が存在すること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
  - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
  - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
  - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

#### 4 選考方法

提出された書類と説明に基づき、総合的に審査して決定する。

#### 5 業務の仕様

詳細は仕様書(案)による。最終的な仕様は、提案内容をもとに受託候補者と協議した上で、決定する。

#### 6 手続等

##### (1) 担当部局

静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館6階

電話番号 054-221-2175 F A X 054-221-2642

E-mail shohi@pref.shizuoka.lg.jp

##### (2) 実施要領、仕様書(案)の配布

ア 配布日時 令和5年4月21日(金) 午前10時から令和5年5月9日(火) 午前10時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

イ 配布場所 上記(1)に同じ。

##### (3) 提出書類

ア 提出書類 詳細は、実施要領による。

イ 提出場所 上記(1)に同じ。

ウ 提出期限 意思表明書：令和5年5月23日(火) 午後4時まで

企画提案書：令和5年6月12日(月) 午後4時まで

##### (4) 説明会の開催

ア 説明内容 参加希望者に対し、実施要領等について説明を行う。なお、説明会への参加は必須とし会場の都合上、参加者は各社2名までとする。

イ 開催日時 令和5年5月9日(火) 午前10時から11時まで

ウ 場 所 静岡県庁別館7階第二会議室B(静岡市葵区追手町9番6号)

##### (5) 提出書類による提案の説明

ア 開催日時 令和5年6月21日(水)の指定した時間

イ 場 所 静岡県庁西館4階第一会議室A(静岡市葵区追手町9番6号)

#### 7 その他

(1) 詳細は実施要領による。

(2) 契約手続き等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。